ブリーフィングペーパー 2014 年 7 月 10 日

#### 薄利多売で進むウナギ絶滅への道

## 絶滅危惧ウナギの不正な流通

日本は世界一大ウナギ消費国であり、世界生産の 70% が日本で消費されているといわれている。そうした中で、ながらく私たちの需要を満たしてきたヨーロッパウナギは 2008 年に、二ホンウナギは 2014 年 6 月に、それぞれ国際自然保護連合(以下、IUCN)のレッドリストに登録され、絶滅危惧種に指定された。

種の減少の要因には、海洋環境の変化や河川環境の悪化などいくつかの要因が複合的に作用しており多角的アプローチが不可欠だが、その最大の要因の 1 つとして「獲り過ぎ」があげられる。日本に流通しているウナギの 99% は「養殖」であるが、これはシラスウナギとよばれる稚魚を自然界から獲ってきて育てたものである。世界各地で獲り過ぎたウナギの多くが、私たちの需要を満たすために日本に輸入されている。

絶滅危惧種の薄利多売を問題視する国際環境 NGO グリーンピース・ジャパンは、2014年5月28日から6月25日にかけて、国内大手スーパーマーケット14社で実際に販売されていた輸入ウナギ加工商品17商品を購入し、DNA検査を実施するとともに、対象各社に販売する輸入ウナギ商品の種についてアンケート調査を実施した。その結果、回答を得た12社14商品のうち、4社4商品で、企業からの回答とDNA検査の結果に不一致が生じ、種の特定を誤ったウナギ商品が販売されていた実態が明らかになった。

スーパーマーケットの回答と DNA 検査結果に不一致が生じた 4 商品のうち 1 つの商品で、スーパーマーケットが「アメリカウナギ」と把握していたものが実際は「ヨーロッパウナギ」だったことが判明し、ワシントン条約付属書 II に指定されている同種が適正な手続きなしで「不正」に多国間を移動し日本市場で流通された可能性が浮上した。また残りの 3 商品は、実際はアメリカウナギだったが販売各社はいずれも種を「ヨーロッパウナギ」と回答しており、流通管理やトレーサビリティにおける体制のずさんさが浮き彫りになった。

グリーンピースはこの事態を問題視し、ワシントン条約下でウナギ種の特性について管理当局に助言する立場にある水産庁に、関係省庁や輸出国との連携によるヨーロッパウナギの貿易管理体制の強化等を要請した。またスーパーマーケットに対し、小売業者として求められる社会的責任として、絶滅危惧種や乱獲された種の取り扱い中止と、トレーサビリティの体制強化を求めている。

#### 1. スーパーマーケット、種を誤ったまま絶滅危惧ウナギを流通

グリーンピースは 2014 年 5 月 28 日から 6 月 2 日にかけて国内の大手スーパーマーケット 14 社<sup>III</sup>が販売するウナギ蒲焼のうち輸入商品合計 17 商品を購入し、2014 年 6 月 4 日から 25 日にかけて DNA 検査を第三者機関に委託して実施した。同時に、対象各社に 2014年 6 月 2 日から 9 日にかけて該当商品のウナギ種に関するアンケート調査を実施し、その回答を DNA 検査結果と比較した。その結果、12 社から 14 商品について回答を得、うち 4 社で販売される 4 商品で、回答と DNA 検査結果との不一致が確認された。(検査結果詳細:表 2 参照)

|         | 回答       | DNA 検査結果 |
|---------|----------|----------|
| イズミ     | アメリカウナギ  | ヨーロッパウナギ |
| アークス    | ヨーロッパウナギ | アメリカウナギ  |
| マルエツ    | ヨーロッパウナギ | アメリカウナギ  |
| ヨークベニマル | ヨーロッパウナギ | アメリカウナギ  |

## イズミ



「アメリカウナギ」と回答した商品が DNA 検査の結果「ヨーロッパウナギ」だったことが判明した。(表 2)同社は種の特定方法について、「抜き取りによる DNA 検査を実施している」(表 3)としながらも、異種混合を防ぐことが出来ているかは「分からない」(表 4)とし、その原因を、「稚魚の搬入経路が複雑なことが主な要因であると考えている」と回答している。(表 5)ワシントン条約付属書 II に指定されているヨーロッパウナギの貿易には、所定の手続きが必要となる。もし同種が「アメリカウナギ」という

名目で所定の手続きを踏まずに日本に輸入されていれば、「不正」に流通されているものと 考えられる。そうした商品を、たとえ把握していなかったとしても、消費者に提供してい たイズミの社会的責任は重い。

本調査結果をイズミに伝えたところ、同社は数日内に該当商品のトレースバックを行い、その商品が「アメリカウナギ」として輸入されていたことを把握したうえで、該当商品を含む中国産の取り扱いを中止した。在庫も保有していないため、需要が集中する土用丑の日を国産のみで迎える。また今回の件を重要視し、販売商品の DNA 検査を行い、実態を把握したうえで、社としての対策案の策定・発表や、業界団体への働きかけについて、具体的に検討することを約束した。問題の重大性を受け止め、他社に先駆けて解決に向けた対応策を講じようとする姿勢は評価される。今回の問題発覚を契機に、自主的な取組強化を進め、持続可能な水産物調達において他社を先導する立場になることが求められる。

#### ● アークス



「仕入れ先が現地の養鰻所の資料、検食、目視によって確認」(表 3)をし、この対応によって異種混合を「防ぐことが出来ている」(表 4)と回答したアークスから、取り扱いがないはずの「アメリカウナギ」(表 1)が意図せず流通していた事実が発覚した。

二ホンウナギが IUCN レッドリストに登録された後の対応について、「これまでスーパーは消費者の嗜好する商品の品揃えに重点を置き、水産資源

の持続性の観点を十分に考慮した対応は行ってこなかった。今後、取り扱いの縮小・停止を検討する必要がある」 <sup>iv</sup>と、アンケートに回答したスーパーマーケットの中で唯一、同種の取り扱いの停止を示唆する回答をし、水産物の持続性に配慮をみせた同社だが、今回の調査結果を受けて同社は「絶滅危惧種に指定された二ホンウナギの取り扱いは引き続き減少の方向。またヨーロッパウナギの商品は土用丑の日前後に在庫が切れ、それ以降は基本的には行わない」とコメントした。

海の資源を持続的に利用していくためには資源および流通の管理が必要不可欠である。十分な管理の実施に小売業として貢献するには、持続性の確保を最優先した調達方針の策定とトレーサビリティ体制の強化に加え、業界団体を通じての行政やサプライチェーンへの働きかけが求められる。

#### **● マルエツ**



調査対象となった2商品のうち1つに、回答と検査結果に不一致が生じ、同社が「ヨーロッパウナギ」と回答した商品は、取り扱いがないはずの「アメリカウナギ」であったことが判明した。同社は種を「商談における品種の確認、およびトレースの確認」によって確認している(表3)とし、「100%の種特定は難しいと考えている」(表4)が、「生産者、インポーターとのコミュニケーションを深める事で精度の向上を図っている」と回答した。(表5)異種混合を防ぎきれない原因として、「検査、検品体制を強化する事で

異種混合を抑止できるが、物理的に全品検査は困難」(表 6)としている。

なお、同社の調査対象となった 2 商品のうちもう 1 つにおいては、DNA 検査の結果「ヨーロッパウナギ」だったものを、同社は当初「二ホンウナギ」と回答し、調査結果を知らせた後に「ヨーロッパウナギ」と訂正して「回答ミス」と主張している。

今回の調査結果を受けて同社は「資源保護について意識醸成、取り組み内容の検討を図ってまいりますが、まず取り掛かれることから」とし、「輸入ウナギの導入にあたり自主的にロット単位の DNA 鑑定を実施する」「CITES(輸出証明書)の確認と併せ養殖環境、製品製

造工程で種の混入が起こらない体制、環境を、販売者であるマルエツと輸入社、現地加工社の3社で構築していくよう努める」と、トレーサビリティ体制の強化などを約束した。 今回の両商品におけるあまりに粗末な結果を鑑みると、トレーサビリティ体制強化の具体化と同時に、業界団体を通じて行政に働きかけることが不可避である。

#### ● ヨークベニマル



「ヨーロッパウナギ」と回答した商品が、取り扱いが無いはずの「アメリカウナギ」だった。(表 2)種の特定方法として「輸入業者の証明書」(表 3)と回答しており、これはワシントン条約付属書 II に指定されているヨーロッパウナギの貿易の際に必要となる書類だと考えられるが、実際にはアメリカウナギだったものにヨーロッパウナギの輸出入に必要な書類がついていたのならば、ワシントン条約の加盟国である日本政府による貿易管理の実態が疑われる。異種混合を完全に防ぐことが「難しい」と

考える(表 4)同社は、その原因を「現地での意図的な行為があった場合は対応できないため」と回答している。(表 6)

ワシントン条約下の貿易管理が十分に機能していないことを自覚しつつも、最も絶滅に近い種であるヨーロッパウナギの取り扱いを続けてきたことは問題だが、同社は同種の販売について当初は「8 月中までの販売で以降扱いを中止」すると回答<sup>V</sup>しており、この度の問題指摘を受けても「問題のあった仕入れ先からの仕入れは中止した」とコメントしている。種の持続性を確保するための取り組みへ一歩踏み出した形ではあるが、ウナギの輸入品を取り扱い続ける以上、今回と同様に異種混合によってヨーロッパウナギを、知らずに流通させる事態が起きかねない。輸入品の取り扱いについての対策が求められる。

#### 2. 「回答拒否」で絶滅危惧種の流通実態を煙に巻くスーパー

本調査でグリーンピースは国内の大手スーパーマーケット14社に輸入ウナギ商品の種に関する情報提供を依頼したが、フジとイズミヤの2社は調査協力依頼に応じず、回答拒否とした。フジ、イズミヤ双方ともに、自社が調達・販売する商品についてすら「上部団体の日本チェーンストア協会に問い合わせてほしい」旨コメントしており、消費者に食品を提供する小売りとしてあまりに無責任と言わざるを得ない。他社との企業倫理の差は歴然だ。

|      | 回答   | DNA 検査結果 |
|------|------|----------|
| フジ   | 回答拒否 | ヨーロッパウナギ |
| フジ   | 回答拒否 | ヨーロッパウナギ |
| イズミヤ | 回答拒否 | ニホンウナギ   |

## ● フジ・イズミヤ



商品や調達方針に関する情報を公開することは、商品に 責任を持つことに他ならない。消費者に情報を公開する ことに消極的な態度を示すということは、その商品に責 任が持てないという企業姿勢の表れである。各社は自発 的に取り扱い商品についての情報を公表するとともに、 その情報を担保するトレーサビリティ体制についても消

費者に公開することが求められる。

今回、回答を拒否したフジとイズミヤは、水産物の持続可能性と商品への社会的責任において消費者に全く何も保証せず、絶滅が危惧されるウナギの流通のブラックボックス化を助長させていると言わざるを得ない。フジの店舗ではDNA検査結果が「ヨーロッパウナギ」の2商品を、イズミヤでは「二ホンウナギ」の1商品をそれぞれ購入したが、両社がこの商品の種を把握して販売しているのか、適正な過程を経た商品であることを消費者に約束できるのか、その実態は定かでははい。

#### 3. 「回答ミス」により露呈された脆弱なトレーサビリティ体制

本調査では対象スーパーマーケット 14 社中 12 社から 14 商品について回答を得たが、うち 2 社(バロー、マルエツ)の 2 商品については、グリーンピースが該当商品の DNA 検査 結果を伝えた後に販売スーパーマーケットが種に関する回答を修正し、「回答ミス」を主張している。

|      | 第一回目の回答 | DNA 検査結果 | 修正回答     |
|------|---------|----------|----------|
| バロー  | ニホンウナギ  | ヨーロッパウナギ | ヨーロッパウナギ |
| マルエツ | ニホンウナギ  | ヨーロッパウナギ | ヨーロッパウナギ |

## ● バロー



期限を大幅にすぎる形で、2014 年 7 月 4 日にバローからアンケート調査への回答があった。その回答では、該当商品の種を「ジャポニカ種(ニホンウナギ)」とし、ヨーロッパウナギの取り扱いについて「(現在取り扱いは)ない」「(今後も)取り扱う予定はない」「販売しない事が資源回復への取り組みと考えている」と記載されてある。

その後グリーンピースから該当ウナギ商品の DNA 検査結果が「ヨーロッパウナギ」であることを伝えると、同社は 7 月 7 日にその回答を「ヨーロッパ種」と修正

し、種の特定方について「仕入れ先に書面で確認」(表 3)「中国政府が出している証明書のついている商品に限定」(表 4)とした。またヨーロッパウナギの取り扱いに関する回答も大幅に内容が変更されており、「中国産に限ってはヨーロッパ種の取り扱いを行った」とした。

回答ミスの理由を「回答の作成に当たっては、各水産担当者への口頭でのヒアリングにより行われた。しかしながら、本件仕入れ担当者が本年6月15日付にて異動となっており、その者へのヒアリングが行われていなかったことから回答ミスとなった。」とし、今後の対策として「消費者や各種団体等の問い合わせに関する調査については、口頭のみでなく書面による確認の上、回答する。併せて、念の為に異動者の有無についても確認をする」旨をコメントした。

回答内容の差異においても、「回答ミス」の理由においても、もはやトレーサビリティの体制が確立されていないか、確立されていても機能しておらず、その必要性や重要度を全く認識していないと指摘せざるを得ない。

#### マルエツ

marvetsu

マルエツは調査対象となった2商品のうち1つにおいては、前述の通り回答と検査結果に不一致が生じ、同社が「ヨーロッパウナギ」と回答した商品は取り扱いがないはずの「アメリカウナギ」であったことが判明した。

もう一つの商品においては、DNA 検査の結果「二ホンウナギ」だったものを、同社は当初「ヨーロッパウナギ」と回答し、調査結果を知らせた

後に「二ホンウナギ」と確認書類の提出と共に訂正し、「種の誤った把握」ではなく「回答 ミス」であるとしている。(表 2)その理由を「パッケージのよく似た商品があり該当商品が そちらのものであると勘違いした」と回答した。なおグリーンピースは対象各社に種の特 定についてアンケートを行う際に、商品の写真と共に、商品名、(商品ラベルに表記がある 場合)輸入者、バーコード、購入日、購入店舗等の情報を添えている。上記の情報をもって して尚、商品の特定ができなかったマルエツも、商品管理能力および意識に欠けると言わ ざるを得ない。

バローにおいてもマルエツにおいても、今回は DNA 検査結果があったからこそ、情報提供の信びょう性を問うことができたが、これが DNA 検査を通常行わない一般消費者からの問い合わせであれば、両社は完全なる誤情報を消費者に提供したことになる。トレーサビリティ体制の確立と同時に、商品情報を正確に把握し、正しく公開するという、極めて根本的なシステム構築と企業意識の改善が急務である。

#### 4. 調査結果は氷山の一角

市民団体として実施できる検査にはコストと人的資源に限界があり、限られたサンプル数では、各社の実態を把握するには不十分である。今回、イトーヨーカドー店舗におけるサンプリングでは輸入商品を購入することが出来ず、調査を実施することが出来なかった。

それでも、今回の調査でスーパーマーケットから回答を得た商品に限定すれば、約25%(4商品/17商品)の確率で、誤った種の把握の基でウナギ輸入商品が販売されていたことになる。また「回答拒否」や「回答ミス」をしたスーパーマーケットが販売する商品を含めると、商品や販売に問題性のあるものは実に全体の50%(9商品/17商品)を超える。限られたサンプル数の中で、商品や販売に問題性のあるものがこれだけ多くあったことは、各社のトレーサビリティ体制の脆弱性とともに、スーパーマーケットが種を特定しきれない国際貿易の構造上の問題を表している。そして、これは氷山の一角に過ぎず、日本中のあらゆるスーパーマーケットで種の特定ができないまま輸入ウナギ加工商品が販売されている可能性がある。

異種混合が 100%ないと言いきれるか、という質問に対し「ない」と答えたのは 4 社(表 4)にとどまり、各社対応の限界を感じていることが浮き彫りになった。さらに、「ない」と答えたアークスにおいては、今回の調査で異種混合が確認されている。絶滅が懸念されるウナギ種の流通においては、確かに小売業だけの取組では解決は難しい。しかし、腰の重い行政の対応では加速するウナギ資源の減少に追い付くことはできない。このままでは私たちはウナギが絶滅していくのを、ただ見守ることになってしまう。

スーパーマーケットはこれまで、ウナギの薄利多売によって資源減少に拍車をかけてきた。 生産者と消費者をつなぐ小売業者として今後、取扱商品の種の持続性を確保するために、 絶滅危惧種や乱獲された魚を取り扱わない調達方針の策定や、トレーサビリティ体制の強 化に加え、業界団体を通じて行政やサプライチェーンに働きかけ、各ステイクホルダーで 横の連携を図りながら、効果的な対策を講じていくことが求められている。

## 5. ワシントン条約の精神を踏みにじるウナギ貿易管理

## ● 最も絶滅に近い種 — ヨーロッパウナギ —

1990 年代に中国などを経由して日本へ輸出される販路が定着したヨーロッパウナギは、輸出量の激増に伴って同種の資源状態が激減した。国際海洋探査委員会(ICES)によると、同種のヨーロッパ 12 カ国にある 19 の河川で漁獲されたウナギの稚魚(シラスウナギ)の量は、1980 年から 2005 年までに、平均で 95%から 99%減少している。 2007 年に開催された第 14 回ワシントン条約締約国会議で国際取引の規制が決まり、2008 年には IUCN

レッドリストで「近い将来の絶滅の危険が極めて高い種(絶滅危惧種 IA 類: CR)」として記載され、2009年に実際に国際取引が規制されることとなった。

しかし、ワシントン条約付属書 II では、所定の手続きを踏めば貿易が可能になる。ヨーロッパウナギの資源減少を深刻視した欧州連合(EU)は 2010 年 11 月 1 日から、同種の輸出を禁止にしたが、現在でもスーパーマーケットは主に中国産商品としてヨーロッパウナギの販売を続けている。 vii



今回のアンケート調査で、回答を得た 12 社のうち、現在 ヨーロッパウナギの取り扱いがあるのは 7 社、そのうち今 後の取り扱いの中止が決定していないのは、ライフとバローの 2 社だった。2 社は調達の基準/方針について、「中国のワシントン条約管理当局が発行する CITES 証明書を確認して調達している(ライフ)」「トレーサビリティ・品質管理の優れたメーカー・問屋さんからの調達を行っている(バ

ロー)」とし、今後の取り扱いの展望について「契約した在庫分を販売終了後は、二ホンウナギの状況も見て慎重に判断(ライフ)」と回答している。バローは、今後の取り扱いについての展望について回答がなく、資源回復を確実にするための取組として「関連法令を遵守(バロー)」としている。

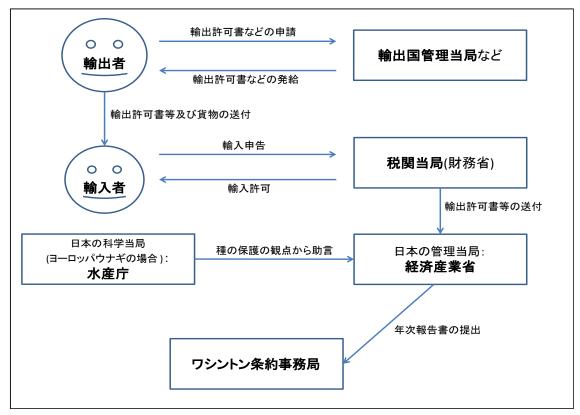
## ● 役割を果たしきれない日本政府

今回の調査で、不一致があった4商品中3商品において企業の回答が「ヨーロッパウナギ」であったことや、「アメリカウナギ」と回答したイズミの輸入ウナギ加工商品が「ヨーロッパウナギ」だったことで、絶滅危惧種の保護を目的とするワシントン条約の付属書 II に指定され、貿易が管理下にあるように思われていたヨーロッパウナギの流通が、実際には不明瞭な状態にあるのではないかという疑惑が生じた。

ワシントン条約の規定により、締約国は「許可書及び証明書を発給する権限を有する」管理当局と、「種の保護の観点から許可書などの発給に関して管理当局に助言する」科学当局を指定することが義務付けられている。日本の場合、一般的な輸出入に関しては管理当局を経済産業省が、ヨーロッパウナギに関しては科学当局に水産庁(農林水産省)が指定されている。viii

経済産業省は、輸出入許可手続きを外国為替及び外国貿易法(以下、外為法)に基づき行っており、ヨーロッパウナギの場合、蒲焼等の加工品を輸入する際は、輸出国管理当局が発行した輸出許可書又は再輸出証明書を税関に提出する必要がある。(ヨーロッパウナギ全体の輸出入に関しては、活鰻かどうか、また加工商品であっても、どこからいつ輸出したもの

か等、場合によって経済産業省から事前確認書を取得する必要がある。)



#### ヨーロッパウナギ加工商品の輸出入の流れ

また、貨物の実際の輸出入監視については税関が関税法を執行し、税関に提出された書類は税関から経済産業省へ送付される。管理当局である経済産業省は、取引における年次報告をワシントン条約事務局へ送付する。

ワシントン条約に指定された種の不正取引を水際で防ぐのは、税関(財務省)の役割となっている。ウナギのように、目視での種判別が難しいものに関して、どのような検査体制が敷かれているのか、財務省関税局業務課に問い合わせた。その結果、「ヨーロッパウナギ」として輸入されるものに関しても、その他ウナギとして輸入されるものに関しても、「書類上又は現場で必要があると判断した場合」に、抜き取り検査が行われる場合があると回答があった。しかし、どういった場合に「必要がある」と判断されるのか、明確なマニュアルは存在しないという。

今回問題が発覚したスーパーマーケットは、いずれも該当商品が輸出入国政府によって指定されている書面など、正当な手続きを踏んだものであることを主張している。グリーンピースはスーパーマーケット各社と交渉をする中で実際にいくつかの書類を確認したが、そこに記載されていた種はスーパーマーケットが回答した種であり、必ずしも DNA 検査の

結果とは一致していなかった。本調査結果と、目視による種の判別が困難なウナギ種の特性を鑑みると、税関に提出される書類に記載されるウナギ種と、実際の種が一致しているとは限らず、経済産業省がワシントン条約事務局に報告しているヨーロッパウナギの輸入実績は、同種の貿易の実態を正確に反映したものではない可能性が極めて高い。

日本はワシントン条約締約国である。と同時に、世界各地からウナギ商品を輸入する世界最大のウナギ消費国であり、貿易管理においても大きな責任を持つ。グリーンピースはウナギ種の特性について日本の管理当局に助言をする立場にある水産庁に対し、2014年7月10日に下記3点を要請した。

- 1. 日本に輸入されるヨーロッパウナギの流通実態調査を実施すること
- 2. 関係省庁と連携し、ヨーロッパウナギの貿易管理体制を強化すること
- 3. すべてのウナギ生産国および輸出国との連携を強化し、生産や流通の過程で異種混入 を防ぐ措置と、持続性を確保する十分な資源管理を早急に実施すること

#### 6. スーパーマーケットに求められる社会的責任

ヨーロッパウナギと二ホンウナギを絶滅危惧種になるまで減少させた責任の多くは、世界生産量の70%を消費する世界一大消費国である日本にある。特に、資源が減少していることが明らかな中で薄利多売を推し進めてきたスーパーマーケットは、その社会的責任を問われている。絶滅危惧種の保護を目的としたワシントン条約による貿易規制が十分に機能せず、スーパーマーケット各社も対応の限界を感じていることが浮き彫りになった今、スーパーマーケットは直ちにヨーロッパウナギの取り扱いを中止すべきである。また、商品の種や流通経路を特定できないものに関しては、水産物の持続性を確保する上で資源管理が欠かせない現状を考えれば、やはり取り扱いを見直す必要がある。同時に、消費者の食卓にウナギを届け続けるためには、小売業界全体で連携を取り、行政とサプライチェーンに働きかけ、十分な資源・貿易管理の実施への積極的に貢献することが欠かせない。

種の絶滅を意に介さず目先の消費や利益に気を取られれば、豊かな海と食卓を次の世代に引き継ぐことは不可能である。「文化を守る」ために今何が必要か、二ホンウナギとヨーロッパウナギが共に絶滅危惧種となった今、私たちは考え、行動しなければならない。

# 4. このままでは未来に残せない魚介類は、ウナギだけではない

薄利多売が後押しする「獲りすぎ」により、資源減少が深刻な状態にあるのは、ウナギだけではない。たとえば、世界総漁獲量の約80%が日本で漁獲・消費される太平洋クロマグロは、未開発時の3.6% ixしか海に残っていないといわれている。



既に、世界の海洋漁業資源の内、まだ開発の余地のあるものは全体の13%\*しかなく、残りは「過剰開発の状態」あるいは「十分に開発された状態にある」とされている。このまま絶滅危惧種や乱獲された種の薄利多売が続くようでは、豊かな生態系と魚料理を次世代の海と食卓に残せなくなる。

世界有数の魚介類消費国である日本で、スーパーマーケットは家庭で消費される魚介類のおよそ 70% を販売し、漁業や消費の持続性の確保に大きな影響力を持つ。政府や国際機関による資源管理が十分に機能していない中、消費者に大量の魚介類商品を直接提供するスーパーマーケットは、漁業及び食文化の持続性の確保に一層の力を注ぐことが求められる。

グリーンピースは行政に取り組み強化に向けた働きかけをする

と共に、行政を資源・流通 管理において十分に機能

させるためにも、大手スーパーマーケット各社に対して、絶滅危惧種や乱獲されている種の取り扱いを中止し、持続性が確保されている魚介類を積極的に取り扱う、魚介類の調達方針の発表と実施を求めている。その取り組みの一環として、各社の魚介類の調達方針を調査しその持続可能性及び安全性を評価する「お魚スーパーマーケットランキング(最新版:2013 年 12月)」 xii 、魚介類の資源量と資源管理の状態が一目でわかるアプリ「グリーンお買い物ガイドお魚編」 xiii 、消費者の大手スーパーマーケットや業界団体に消費者の声を届けるオンライン署名「おさかな貯金」 xiv などを展開している。





【表 1】各ウナギ種の取り扱い状況 (各社からの回答・コメント)

|          | ニホンウナギ | ヨーロッパウナギ                          | アメリカウナギ                             | 代替ウナギ       |
|----------|--------|-----------------------------------|-------------------------------------|-------------|
| イズミヤ     | 回答拒否   |                                   |                                     |             |
| フジ       | 回答拒否   |                                   |                                     |             |
| アークス     | 0      | 〇<br>(土用丑前後に在庫終了し次第、積極的取り扱いを中止)   | ×                                   | ×           |
| イズミ      | 0      | ×                                 | 〇<br>(取扱中止を検討)                      | ×           |
| マルエツ     | 0      | 〇<br>(今期の予定数量が販売完了した時点で中止予定)      | ×                                   | ×           |
| ヨークベニマル  | 0      | 〇<br>(8 月中までの販売で以後扱いを中止)          | ×                                   | ×           |
| イオン      | 0      | ×                                 | 0                                   | O (ビカーラウナギ) |
| オークワ     | 0      | ×                                 | 〇<br>(契約在庫消化後は販売しない)                | ×           |
| 西友       | 0      | ×                                 | 0                                   | ×           |
| ダイエー     | 0      | 〇<br>(購入済み商品のみの販売。新たな取り扱いは考えていない) | ×<br>(今後取り扱い予定あり)                   | ×           |
| パロー      | 0      | ×<br>回答修正:O<br>(中国産に限り取り扱っている)    | ×                                   | ×           |
| 平和堂      | 0      | 〇<br>(現在保有する製品の販売終了をもって取り扱いを中止)   | ×                                   | ×           |
| ユニー      | 0      | ×                                 | △<br>(今期、試験的な販売を実施。<br>取り扱わない方向で検討) | ×           |
| ライフ      | 0      | 〇<br>(契約した在庫分を販売終了した時点で再考予定)      | ×                                   | ×           |
| イトーヨーカドー | 0      | ×                                 | ×                                   | ×           |

「取り扱い無し」と回答があったが、DNA検査の結果、取り扱いが判明した

※詳しい回答は、「グリーンピース ブリーフィングペーパー2013 年 7 月」 <a href="http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20130717\_eel.pdf">http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20130717\_eel.pdf</a> 参照

## 【表 2】 <輸入ウナギ(種を問わず)について> スーパーマーケット回答と DNA 検査結果比較

| 質問1           | 貴社店舗で販売されていた輸入ウナギの種類をご記入ください<br>(グリーンピースは各企業に、該当商品写真、商品名、中間業者、バーコード、購入日、購入店舗を伝えた) |             |            |            |                          |               |
|---------------|---|-------------|------------|------------|--------------------------|---------------|
|               | 検体名   | 商品          | 検体購入店舗     | 検体購入日      | スーパーの回答                  | DNA 検査結果      |
| イズミヤ          | IZUMIYA140528   | ウナギ加工品(蒲焼)  | 和歌山店       | 2014年5月28日 | 回答拒否                     | ニホンウナギ        |
| フジ            | FUJI140529_1  | ウナギ加工品(蒲焼)1 | フジグラン広島    | 2014年5月29日 | 回答拒否                     | ヨーロッパウナギ      |
|               | FUJI140529_2  | ウナギ加工品(蒲焼)2 | フジグラン広島    | 2014年5月29日 | 回答拒否                     | ヨーロッパウナギ      |
| アークス          | RALSE140602   | ウナギ加工品(蒲焼)  | ラルズマート札幌店  | 2014年6月2日  | ヨーロッパウナギ                 | アメリカウナギ       |
| イズミ           | YOUME140529   | ウナギ加工品(蒲焼)  | ゆめマート二葉の里店 | 2014年5月29日 | アメリカウナギ                  | ヨーロッパウナギ      |
| ヨークベニマル       | BENIMARU140601  | ウナギ加工品(蒲焼)  | つくばみらい店    | 2014年6月1日  | ヨーロッパウナギ                 | アメリカウナギ       |
|               | MARUETSU140601-2  | ウナギ加工品(蒲焼)1 | 金町店        | 2014年6月1日  | ヨーロッパウナギ                 | アメリカウナギ       |
| マルエツ          | MARUETSU140601-1  | ウナギ加工品(蒲焼)2 | 金町店        | 2014年6月1日  | ヨーロッパウナギ<br>回答修正: ニホンウナギ | <b>ニホンウナギ</b> |
| バロー           | VALOR140531   | ウナギ加工品(蒲焼)  | 東起店        | 2014年5月31日 | ニホンウナギ                   | ヨーロッパウナギ      |
| <b>//</b> LI- |   |             |            |            | 回答修正:ヨーロッパウナギ            | コーロッパジナイ      |
| イオン           | AEON140601  | ウナギ加工品(蒲焼)  | 北小金店       | 2014年6月1日  | ニホンウナギ                   | 二ホンウナギ        |
| オークワ          | OAK140528   | ウナギ加工品(蒲焼)  | 本社中島店      | 2014年5月28日 | 二ホンウナギ                   | ニホンウナギ        |
| 西友            | SEIYU140601   | ウナギ加工品(蒲焼)1 | 葛飾新宿店      | 2014年6月1日  | 二ホンウナギ                   | ニホンウナギ        |
|               | SEIYU140531   | ウナギ加工品(蒲焼)2 | 葛飾新宿店      | 2014年5月31日 | ニホンウナギ                   | ニホンウナギ        |
| ダイエー          | DAIEI140601   | ウナギ加工品(蒲焼)  | 新松戸店       | 2014年6月1日  | ヨーロッパウナギ                 | ヨーロッパウナギ      |
| 平和堂           | HEIWA140531   | ウナギ加工品(蒲焼)  | 豊成店        | 2014年5月31日 | ヨーロッパウナギ                 | ヨーロッパウナギ      |
| ユニー           | PIAGO140531   | ウナギ加工品(蒲焼)  | ピアゴ中村店     | 2014年5月31日 | ジャポニカ種                   | ニホンウナギ        |
| ライフ           | LIFE140601  | ウナギ加工品(蒲焼)  | 三郷高洲店      | 2014年6月1日  | ヨーロッパウナギ                 | ヨーロッパウナギ      |
| イトーヨーカドー      | _   | -           | _          | _          | _                        | _             |

## 【表 3】スーパーマーケット回答:<輸入ウナギ(種を問わず)について>種の特定方法

| 質問 2     | どのように種の特定をされているか、ご記入ください                       |
|----------|--|
| イズミヤ     | 回答拒否   |
| フジ       | 回答拒否   |
| バロー      | 回答拒否 → 回答修正:仕入れ先に書面で確認しました。                    |
| アークス     | 仕入れ先が現地の養鰻所の資料、検食、目視によって確認しています。               |
| イズミ      | 抜き取りによる DNA 検査を実施しております。                       |
| マルエツ     | 商談における品種の確認、およびトレースの確認をしています。                  |
| ヨークベニマル  | 輸入業者の証明書。                                      |
| イオン      | 仕入れ確認書   |
| オークワ     | 広東省現地養殖池の現場を確認しているが、異種ウナギの生育環境ではない環境で養殖されています。 |
| 西友       | 現地の専門調査員により特定された種を記載した輸出時パッキングリストを通じて確認        |
| ダイエー     | 飼育記録、製造記録等の情報を確認すると共に、店頭収去での DNA 検査も実施しております。  |
| 平和堂      | 商談時確認。   |
| ユニー      | 取引、定期的な検証(養鰻場、生産工場、データ確認等)により確認しています。          |
| ライフ      | お取引先様との商品契約時、商品カルテに基づき品種の特定を義務付けております。         |
| イトーヨーカドー | -  |

## 【表 4】スーパーマーケット回答:<輸入ウナギ(種を問わず)について>異種混合を 100%防ぐことが出来るか

| 質問 3     | その種の特定方法によって、異種混合を 100%防ぐことができていますか   |
|----------|---|
| イズミヤ     | 回答拒否  |
| フジ       | 回答拒否  |
| バロー      | 回答拒否 → 回答修正: 中国政府が出している証明書の付いている商品に限定しています。   |
| アークス     | 上記(注:質問 1)の対応で防ぐことが出来ていると考えます。  |
| イズミ      | わかりません。   |
| マルエツ     | 100%の種特定は難しいと考えておりますが、生産者、インポーターとのコミュニケーションを深める事で精度の向上を図っています。  |
| ヨークベニマル  | 難しいと考えます。   |
| イオン      | 中国産うなぎについて 100%の種特定は現在のところ難しいと考えております   |
| オークワ     | 二ホンウナギの養殖環境では異種ウナギには過酷環境な為、成長過程で死滅する可能性が高いです。   |
| 西友       | お取引先には種の特定を要請しており、専門調査員による確認が行われているため、異種混合の可能性は低いと考えております。しかしながら、自然界の生物であるという商品の特性上、例外的に異種混合が発生することもありうると認識しています。 |
| ダイエー     | 自社で対応できる範囲では 100%防げていると考えております。   |
| 平和堂      | できている。  |
| ユニー      | 出来ています。   |
| ライフ      | 中国加工場での原料管理の徹底に努めております。   |
| イトーヨーカドー | -   |

## 【表 5】スーパーマーケット回答:<輸入ウナギ(種を問わず)について>異種混合が防げない原因

| 質問 4        | 異種混合を 100%防ぐことができないとお考えの場合、その原因は何だとお考えですか         |
|-------------|---|
| イズミヤ        | 回答拒否  |
| フジ          | 回答拒否  |
| バロー         | 回答拒否 → <b>-</b>                                   |
| アークス        | _   |
| イズミ         | わかりません。仮に防げていないとすれば、稚魚の搬入経路が複雑なことが主な要因であると考えます。   |
| マルエツ        | 検査、検品体制を強化する事で異種混合を抑止できるが、物理的に全品検査は困難と考えます。       |
| ヨークベニマル     | 現地での意図的な行為があった場合は対応できないためです。                      |
| イオン         | シラス原料への混入など                                       |
| オークワ        | 異種混合に関しては、人為的要素が強く、その部分の規制が混入防止の最大・最優先事項と考えております。 |
| 西友          | 自然界の生物であるという商品の特性上、例外的に異種混合が発生することはありうると認識しています。  |
| ダイエー        | _   |
| 平和堂         | _   |
| <b>ユ</b> ニー | 価格優先、取引先選定、検証能力                                   |
| ライフ         | 加工後の全ての商品チェックを実施することは不可能であるため。                    |
| イトーヨーカドー    |   |

## 【表 6】スーパーマーケット回答:<輸入ウナギ(種を問わず)について>異種混合問題の解決方法

| 質問 5     | 上記種混合を防げない問題の解決策はどのようなものだとお考えですか                                     |
|----------|--|
| イズミヤ     | 回答拒否   |
| フジ       | 回答拒否   |
| バロー      | 回答拒否 → -   |
| アークス     | -  |
| イズミ      | わかりません。仮に防げていないとすれば、稚魚の採取から管理する仕組みができればよいと考えます。                      |
| マルエツ     | 検討中  |
| ヨークベニマル  | 通関時の DNA 検査。   |
| イオン      | 検討中  |
| オークワ     | 上記(注:質問 3)以外の問題解決策は無いと考えております。                                       |
| 西友       | 卵の段階から個体ごとのチェックを行う完璧な管理の元での養殖。ただし現段階では、商品として販売するための現実的な策とは言えないと考えます。 |
| ダイエー     | 悪意を持った異種混合については 100%対応することは不可能な状況です。                                 |
| 平和堂      | -  |
| ユニー      | 信用信頼に基づく業者選定、効果的な検証、リスクの分担   |
| ライフ      | 1つの加工場では単一種しか扱わないことを徹底するようなルールづくりが必要と考えます。                           |
| イトーヨーカドー | _  |

i Food and Agriculture Organization of the United Nations(FAO), 'Species Fact Sheets Anguilla anguilla (Linnaeus, 1758)' http://www.fao.org/fishery/species/2203/en と財務省「貿易統計」を基に算出

グリーンピース ブリーフィングペーパー2013 年 7 月 http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20130717\_eel.pdf

<sup>※</sup>日本で取り扱われるウナギの 99%は二ホンウナギとヨーロッパウナギだといわれている グリーンピース ブリーフィングペーパー2013 年 7 月

http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20130717\_eel.pdf

- \*\*\*\* 大手 15 社(アークス(ラルズ)、イオン、イトーヨーカドー、イズミ(YouMe)、イズミヤ、オークワ、西友、ダイエー、バロー、フジ、平和堂、マルエツ、ライフ、 ユニー(アピタ、ピアゴ)、ヨークベニマル)のうち、今回の調査ではイトーヨーカドー店舗で輸入ウナギ商品を購入することができなかった
- 「V グリーンピース ブリーフイングペーパー「薄利多売で進む、ウナギ絶滅への道」2014年7月 http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20140611\_eel.pdf/
- <sup>v</sup> グリーンピース ブリーフイングペーパー「薄利多売で進む、ウナギ絶滅への道」2014年7月 http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20140611\_eel.pdf/
- The IUCN Red List of Threatened Species Anguilla anguilla http://www.iucnredlist.org/details/60344/0
- vii 現在流通しているヨーロッパウナギは、規制以前に輸出されたシラスウナギあるいは EU 加盟国ではない国(モロッコなど)からが中国などで養殖されたものと、 少量ではあるがヨーロッパで養殖されたものとされている
- viii 外務省 ワシントン条約 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/wasntn.html
- ix International Scientific Committee for Tuna and Tuna-like Species in the North Pacific Ocean Pacific Bluefin Tuna Stock Assessment Summary <a href="http://isc.ac.affrc.go.jp/pdf/Stock\_assessment/Final\_Assessment\_Summary\_PBF.pdf">http://isc.ac.affrc.go.jp/pdf/Stock\_assessment/Final\_Assessment\_Summary\_PBF.pdf</a>
- × Food and Agriculture Organization of the United Nations 『世界漁業・養殖業白書 2012 年(要約版)』 国際農林業協働協 http://www.jaicaf.or.jp/fileadmin/user\_upload/publications/sofia2012.pdf
- xi 総務省「家計調査報告(家計収支編)」http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/nen/pdf/gk03.pdf
- xii 国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン「お魚スーパーマーケットランキング vol.3」 http://www.greenpeace.org/japan/ja/campaign/ocean/seafood/seafood1/vol3/3/
- xiii 国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン 「グリーンお買い物ガイド お魚編」http://www.greenpeace.org/japan/app/
- xiv 国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン オンライン署名「おさかな貯金」http://www.greenpeace.org/japan/susea14/